

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No. 2467

特集Ⅰ

元請・作業所の実施事項を整備

SDS情報から危険有害性に対処

東急建設

特集Ⅱ

ストレッチ指導で腰痛改善へ

運動専門家に依頼して不調要因を分析

三友ファスニング

ニュース

4週8閉所が6割超に

日建連調べ 週休2日前進へ

労働災害動画 配信しています!

安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

↓コチラから



2月
1日号

2025



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
社会保険労務士 小泉事務所

所長 小泉 正典

第 372 回

工場の休憩室で一酸化炭素中毒に

■ 災害のあらまし ■

自動車整備工場を営むC社のスタッフ数人が、工場内の休憩スペースで昼食を摂っていたところ、頭痛、めまい、動悸、吐き気を訴え、救急で医療機関を受診。一酸化炭素中毒と推定された。スタッフ数人は、入口のドア、シャッターなどを閉め切った状態で暖房用の石油ストーブを使用していた。

■ 判断 ■

休憩中に発生した災害ではあるが、事業場の施設・設備や管理状況などが原因で発生した災害であると推察され、業務上災害と認定された。

■ 解説 ■

通常、業務上外の判断をする際には、事業主の支配・管理下で業務に従事していたかどうかがまず問われる。今回のケースでは、休憩時間中に発生した災害であり、通常であれば、就業時間外（昼休みなどの休憩時間や就業時間の前後）に事業場の施設内において業務に従事していないときに発生した災害の場合は、出勤して事業場の施設内にいる限り、労働契約に基づく事業主の支配・管理下にあるとは認められるが、その一方で、休憩時間や就業前後は実際に業務に従事しておらず、休憩行為そのものは私的な行為となるため、業務上とは認められない。

ただし、例外があり、「事業場の施設・設備や管理状況などが原因で発生した災害」については、特段の事情がない限り、業務災害と認められる。今回のケース以外でも、トイレなどの生理的行為については、事業主の支配下で業務に付随する行為とし

て取り扱われ、このときの生理的行為中に生じた災害は就業中の災害と同様に業務上災害と判断される。寄宿舎で休んでいた際に、雪崩で倒壊して被災したケースでも業務災害と認められた事例がある。

次に、業務上の疾病かどうかの判断である。業務上の疾病とは、業務との間に相当因果関係が認められる場合、業務上の災害として労災保険給付の対象となる。これを業務上疾病という。業務上疾病とは、事業主の支配下にある状態において有害因子にさらされたことによって発症した疾病をいい、例えば、労働者が就業時間中に脳出血を発症したとき、その発症原因に足り得る業務上の理由が認められない限り、業務と疾病との間には相当因果関係は成立しないが、一方、就業時間外における発症であっても、業務による有害因子にさらされたことによって発症したものと認められれば、業務と疾病との間に相当因果関係が成立し、業務上疾病と認められる。

なお、発症した疾病について、次の3要件が満たされる場合には、業務上疾病と認められる。

(1) 労働の場に有害因子が存在していたこと

(2) 健康障害を起こしうるほどの有害因子にさらされたこと

今回の場合、長時間、閉め切った工場内で石油ストーブを使用し続けていたことで一酸化炭素濃度が上昇したと考えられる。

(3) 発症の経過および病態が医学的にみて妥当であること

業務上の疾病は、労働者が業務に内在する有害因子に接触することによって起こるものであること、少なくともその有害因子にさらされた後に発症したものでなければならぬことになるが、この点についても



閉め切った室内での石油ストーブは、室内の空気を使って燃焼するため、換気が不十分だと室内の酸素が減少し、不完全燃焼による一酸化炭素(CO)中毒を引き起こしたと考えられる。

これからの季節、特に寒冷地では、ストーブなどの使用は避けられない。毎年、同様の災害が発生しているもの事実である。暖房器具に限らず、倉庫内で除雪機の排気ガスにより一酸化炭素中毒に陥った死亡災害の事例もある。防寒のために閉め切った屋内作業場などの内部で石油やガスなどの燃焼式暖房器具などを使用する場合は、十分な換気能力を有する換気扇などの換気設備の稼働による換気を徹底する。不完全燃焼とならないように給気にも留意する。屋外に排煙するなどの適切な排煙設備を設置する。設備が不十分、不安な場合には、こまめな換気を行うなどの対策を忘れずに行うことが災害の防止になる。夏季には熱中症などの災害が心配されるように、冬季には寒い時期特有の労働災害が発生する可能性があることを認識し、さまざまな場面を想定したうえで、危険予知と未然防止対策を徹底することが大切である。

www.srup21.or.jp